

平成28年4月18日

第73回 神戸市個人情報保護審議会

学校と警察における相互情報連絡制度の
実施について

(教育委員会事務局)

神教委指第3282号
平成28年4月18日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市教育長 雪村 新之助



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

相互情報連絡制度の協定による兵庫県警察への情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：教育委員会事務局指導部指導課

相互情報連絡制度の協定による兵庫県警察への情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【対象児童生徒に関する情報】

- ・ 氏名
- ・ カナ
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所地
- ・ 学校
- ・ 学年、組
- ・ 事案の概要
- ・ 学校で取った措置

学校と警察における相互情報連絡制度の実施について

1. 趣旨

平成 27 年 2 月神奈川県川崎市の中学 1 年生殺人事件発生を受けて、同年 3 月発出の文部科学省通知文にも「教育委員会と警察本部が相互に児童生徒の個人情報を提供する制度を構築するよう積極的に取り組むこと」と通知が出され、以降各県・市教委において制度の協定締結がなされている。

これまで神戸市では、約 30 年前から学校組織と警察での連絡会を開催しており、各学校で警察署や少年サポートセンターと連携を図っている。また、教育委員会事務局に現職警察官、警察 OB を配置して、生徒指導等に関する助言を受ける等体制を確保するなど十分な連携を取ってきたものの、これまでは平成 16 年に締結した警察から学校への通報制度のみの運用にとどまっていた。

今後は、本市としても児童生徒の健全育成や事案の未然防止、犯罪被害防止を図る上で、児童生徒の生命・身体の保護や補導による立ち直り支援を進める警察へ個人情報を提供し、連絡体制を確立することで、相互の連携・協力体制を一層強化する。

2. 概要

これまで、警察が検挙や補導、保護措置等を行った児童生徒の中で、学校における教育的な視点からの事後指導等が必要と判断される事案については、学校通報制度に基づいて学校への情報提供がなされていた。本制度により、学校が保護者等と連携して解決するために対応を行っている児童生徒の問題事案のうち、警察の有する専門的知識が立ち直りのための支援や指導に効果があると認められるような事案について、児童生徒の健全育成、犯罪被害や非行の未然防止を目的として、要件を定めて学校から警察への情報提供を行う。

(1) 収集・提供する情報（対象事案）

ア 警察から学校への情報連絡（収集）

- ① 逮捕した犯罪少年に係る事案
- ② 児童相談所に送致し、又は身柄を同行して児童相談所に通告した触法少年に係る事案
- ③ 身柄を同行して、家庭裁判所に送致し、又は児童相談所に通告したぐ犯少年に係る事案
- ④ その他非行少年又は不良行為少年に係る事案であって、次に掲げるもの

- a 学校内外において、粗暴行為等を敢行する非行集団の構成員であること
- b 非行や不良行為を繰り返し、保護者の正当な監護に服さないなどぐ犯性が強い者であること
- c 周辺の児童生徒に影響が及ぶおそれがあること
- d 関係する児童生徒が複数であること
- ⑤ その他その内容に鑑み、児童生徒に対する指導を促進するため、連絡責任者が、特に学校通報が必要であると認めるもの

イ 学校から警察への情報連絡（提供）

- ① 犯罪又は触法事案、またはそのおそれのある事案
- ② 学校内外において、粗暴行為等を敢行する非行集団の構成員である事案
- ③ 児童生徒の生命または身体に被害が生ずるおそれがあると認められる事案
- ④ 対象となる児童生徒の影響が、学校内外を問わず周辺生徒に及ぶおそれのある事案
- ⑤ 複数の学校において、同一非行に関わる児童生徒がいる、またはおそれのある事案
- ⑥ その他児童生徒にかかる事案で、警察署等との連携対応を要すると認められる事案

（語句説明）

触法少年（刑罰法令にふれる行為をした 14 歳未満の少年）

ぐ犯少年（犯罪を犯してはいないが、少年法で規定する一定の不良行状があり、その性格または環境に照らして将来罪を犯す虞（おそれ）がある 20 歳未満の少年）

(2)情報収集・提供の手続き（別添「学校と警察の相互連携に係る協定書（案）」及び「学校と警察の相互連携に係る情報提供事務執行基準（情報提供ガイドライン）」参照）

本制度に基づき情報連絡を行う場合、警察並びに学校の連絡責任者がその必要性について判断し、面会又は口頭により行う。

- ① 警察から情報提供を受けた場合は、警察からの情報収集票により情報を管理し、対象児童生徒の健全育成や安全確保に向けた指導等必要な措置を行う。
- ② 警察に対し情報提供する場合は、対象事案について要件の該当性、連絡の必要性等を総合的に判断し、学校長の判断により行う。
- ③ 対象児童生徒の情報について、情報連絡票により学校長の確認を行った後、警察の連絡担当者に対する情報提供を行う。

3. 効果

学校側が保有している情報を警察へ提供することにより、学校だけでは対応できない児童虐待、福祉犯罪被害等にあっている児童生徒の早期保護や、行為者の逮捕等による重大事案の未然防止、環境改善を図ることができる。

そのほか、問題行動の続く児童生徒については、継続補導などを通じて立ち直りを目指すなど、関係機関が連携して児童生徒と関わりを持つことができ、健全育成に向けてきめ細かな対応が期待できる。

4. 対象校（学校数は平成 28 年度）

- ・神戸市立小学校 163 校
- ・神戸市立中学校 83 校（うち分校 2）
- ・義務教育学校 1 校
- ・神戸市立高等学校 10 校
- ・神戸市立工業高等専門学校 1 校
- ・特別支援学校 7 校（うち分校 1）

5. 実施時期

平成 28 年 9 月頃から実施（予定）

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」並びに「学校と警察の相互連携に係る協定書」、「学校と警察の相互連携に係る情報提供事務執行基準（情報提供ガイドライン）」に基づき、以下のとおり厳格に対処する。

- (1) 情報を取り扱う者は、学校長又は学校長が指定する者（教頭、生徒指導係教員等）のみに限定し、施錠機能を有する場所において適切に管理する。
- (2) 対応を終えたり、保存年度を経過した記録については、記録の内容を復元できない状態にして、速やかに廃棄する。
- (3) 連絡に用いる「情報連絡票」等の書面については、コンピュータ等への保存を禁止し、原則手書きとすることで、情報漏出を防止する。
- (4) 個人情報の適正な取扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。

学校と警察の相互連携に係る協定書 (案)

神戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と兵庫県警察本部（以下「警察本部」という。）とは、児童生徒の健全育成を推進するための学校と警察との相互連携について、次のとおり協定書を締結する。

また、協定の運用にあたっては、この協定の目的を逸脱することなく、児童生徒に対する指導支援を行う上で、真に相互連携が必要な場合に限り、情報提供するものとする。

(目的)

第1条 この協定書は、教育委員会と警察本部が、児童生徒の健全育成のため、児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止に関して、相互に必要と認める情報の提供を行い、緊密に連携して児童生徒の指導支援を行うことにより、児童生徒の安全確保及び健全育成に資することを目的とする。

(個人情報の保護)

第2条 教育委員会及び警察本部は、個人情報保護の重要性に鑑み、児童生徒の個人情報について適正な取扱いを確保するものとする。

(連携機関)

第3条 この協定において連携を行う関係機関（以下「連携機関」という）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育委員会並びに神戸市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、神戸市立工業高等専門学校、特別支援学校（以下「学校」という。）
- (2) 警察本部及び兵庫県に所在する警察署（以下「警察」という。）

(相互連携の内容)

第4条 連携機関は、児童生徒の非行、問題行動及び犯罪被害の防止並びに健全育成に向けて、一般的な連携はもとより、各々が有する児童生徒の情報を相互に提供し、必要に応じて対応について協議を行うものとする。

(情報提供を行う事案)

第5条 この協定により提供する情報は、児童生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止に関し、相互連携を必要と認める次の事案に係るものとする。

- (1) 学校から警察へ相談又は連絡し情報提供する事案
児童生徒にかかる次の事由があり、警察署等と連携し継続対応が必要と認められる事案

- ア 犯罪又は触法事案、またはそのおそれのある事案
 - イ 学校内外において、粗暴行為等を敢行する非行集団の構成員である事案
 - ウ 児童生徒の生命または身体に被害が生ずるおそれがあると認められる事案
 - エ 対象となる児童生徒の影響が、学校内外を問わず周辺生徒に及ぶおそれのある事案
 - オ 複数の学校において、同一非行に関わる児童生徒がいる、またはおそれのある事案
 - カ その他児童生徒にかかる事案で、警察署等との連携対応を要すると認められる事案
- (2) 警察から学校へ連絡し情報提供する事案
- ア 逮捕した犯罪少年に係る事案
 - イ 児童相談所に送致し、又は身柄を同行して児童相談所に通告した触法少年に係る事案
 - ウ 身柄を同行して、家庭裁判所に送致し、又は児童相談所に通告したぐ犯少年に係る事案
 - エ その他非行少年又は不良行為少年に係る事案であって、次に掲げるもの
 - ①学校内外において、粗暴行為等を敢行する非行集団の構成員であること
 - ②非行や不良行為を繰り返し、保護者の正当な監護に服さないなどぐ犯性が強い者であること
 - ③周辺の児童生徒に影響が及ぶおそれがあること
 - ④関係する児童生徒が複数であること
 - オ その他その内容に鑑み、児童生徒に対する指導を促進するため、連絡責任者が、特に学校通報が必要であると認めるもの。

(相互連絡の範囲)

第6条 学校と警察が相互連携し、指導・支援するために相互連絡する情報は、次の内容とする。

- (1) 当該事案に係る児童生徒の氏名、生年月日、年齢、住所、学年、クラスに関する内容等
- (2) 当該事案に関する概要等
- (3) その他児童生徒の安全確保及び健全育成に資するために必要な情報

(相互連携の責任者及び方法)

第7条 相互連携のための情報連絡の責任者及び方法は、次によるものとする。

- (1) 連絡責任者は、対象事案を取り扱った学校長及び警察署長とする。
- (2) 連絡責任者又は連絡責任者が指定した者が、面会又は口頭により、速やかに行うこととする。

(秘密の保持)

第8条 連携機関は、収集・提供した情報について、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 秘密の保持を徹底する。
- (2) 収集・提供した文書（写しを含む）の保存期限は1年間（作成日の属する年度の翌年度末まで）とし、保存期限を過ぎた文書は確実に廃棄する。
- (3) 収集した情報は、この協定の目的以外の目的に利用し、又は連携機関以外の者に提供してはならない。

(連携機関の責務)

第9条 この協定に係る連携を行うにあたっては、連携機関は次の事項に努めなければならない。

- (1) 提供する情報については、正確を期すること。
- (2) 対象事案に関係する児童生徒への対応にあたっては、この協定の目的を踏まえ、教育的効果を考慮するとともに、健全育成及び立ち直り支援に配慮した適正な措置を講ずること。

(検証)

第10条 連携機関は、この協定の運用状況について、毎年度検証し、その検証結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(協議)

第11条 連携機関は、この協定を円滑に実施するよう努めるとともに、疑義が生じた場合は、必要に応じて協議を行うものとする。

第12条 この協定は、平成28年〇月〇日から施行する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、神戸市教育長及び兵庫県警察本部生活安全部長が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年〇月〇日

神戸市
教育長 印

兵庫県警察本部
生活安全部長 印

警察からの情報収集票

(平成 年度)

| 番号 | 収集月日・方法 | 警察担当者 | 受理者 | 対象児童生徒 | 内容 | 廃棄(抹消)日・理由 | 備考 |
|----|--|-------|-----|--------|----|------------|----|
| 1 | 月 日 | 所属 | | 年 組 | | H . . . | |
| | <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 | 氏名 | | (歳) | | 理由 () | |
| 2 | 月 日 | 所属 | | 年 組 | | H . . . | |
| | <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 | 氏名 | | (歳) | | 理由 () | |
| 3 | 月 日 | 所属 | | 年 組 | | H . . . | |
| | <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 | 氏名 | | (歳) | | 理由 () | |
| 4 | 月 日 | 所属 | | 年 組 | | H . . . | |
| | <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 | 氏名 | | (歳) | | 理由 () | |
| 5 | 月 日 | 所属 | | 年 組 | | H . . . | |
| | <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 | 氏名 | | (歳) | | 理由 () | |
| 6 | 月 日 | 所属 | | 年 組 | | H . . . | |
| | <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 | 氏名 | | (歳) | | 理由 () | |
| 7 | 月 日 | 所属 | | 年 組 | | H . . . | |
| | <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 | 氏名 | | (歳) | | 理由 () | |
| 8 | 月 日 | 所属 | | 年 組 | | H . . . | |
| | <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 | 氏名 | | (歳) | | 理由 () | |

※警察からの通報対象事案 分類表

- ①逮捕した犯罪少年に係る事案
- ②児童相談所に送致し、又は身柄を同行して児童相談所に通告した触法少年に係る事案
- ③身柄を同行して、家庭裁判所に送致し、又は児童相談所に通告したぐ犯少年に係る事案
- ・その他非行少年又は不良行為少年に係る事案であって以下の4項目いずれかに該当
- ④学校内外において、粗暴行為等を敢行する非行集団の構成員であること
- ⑤非行や不良行為を繰り返し、保護者の正当な監督に服さないなど、ぐ犯性が強い事案
- ⑥周辺の児童生徒に影響が及ぶおそれがあること
- ⑦関係する児童生徒が複数であること
- ⑧その他その内容に鑑み、児童生徒に対する指導を促進するため、連絡責任者が、特に学校通報が必要であると認めるもの

情報連絡票

| | | | | | | | |
|--------|----|-----------------------------|---|--------|-------|---|---|
| 連絡年月日時 | 平成 | 年 | 月 | 日 () | 午前・午後 | 時 | 分 |
| 提供担当者 | 職名 | 学校長 教頭 生徒指導係教員 その他() | | 氏名 | | | |
| 警察担当者 | 職名 | 警察署 | | (連絡先) | | | |
| | | | | 氏名 | | | |

| | | | | | | | |
|--------------|--------|------|-------|---|--------|---|--|
| 事案種別 | | 提供番号 | H28 - | | | | |
| 児童生徒 | 氏名(読み) | () | | | | | |
| | 生年月日 | 平成 | 年 | 月 | 日生 () | 歳 | |
| | 住所 | | | | | | |
| | 学年、組 | 学校 | | 年 | 組 | | |
| 事案概要 | | | | | | | |
| 学校が行った措置・結果等 | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |

| | |
|---------|--|
| 情報提供確認印 | |
|---------|--|

※ 情報提供の確認は学校長

提 供 整 理 台 帳

(平成 年度)

| 番号 | 提供月日 | 警察担当者 | 提供者 | 対象児童生徒 | 内容 | 廃棄(抹消)日・理由 | 備考 |
|----|--|-------|-----|--------|----|------------|----|
| 1 | 月 日 | 所属 | | 年 組 | | H . . | |
| | <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 | 氏名 | | (歳) | | 理由 () | |
| 2 | 月 日 | 所属 | | 年 組 | | H . . | |
| | <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 | 氏名 | | (歳) | | 理由 () | |
| 3 | 月 日 | 所属 | | 年 組 | | H . . | |
| | <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 | 氏名 | | (歳) | | 理由 () | |
| 4 | 月 日 | 所属 | | 年 組 | | H . . | |
| | <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 | 氏名 | | (歳) | | 理由 () | |
| 5 | 月 日 | 所属 | | 年 組 | | H . . | |
| | <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 | 氏名 | | (歳) | | 理由 () | |
| 6 | 月 日 | 所属 | | 年 組 | | H . . | |
| | <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 | 氏名 | | (歳) | | 理由 () | |
| 7 | 月 日 | 所属 | | 年 組 | | H . . | |
| | <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 | 氏名 | | (歳) | | 理由 () | |
| 8 | 月 日 | 所属 | | 年 組 | | H . . | |
| | <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> 電話 | 氏名 | | (歳) | | 理由 () | |

※学校から警察への通報対象事案 分類表

- ①犯罪又は触法事案、またはそのおそれのある事案
- ②学校内外において、粗暴行為等を取行する非行集団の構成員である事案
- ③児童生徒の生命または身体に被害が生ずるおそれがあると認められる事案
- ④対象となる児童生徒の影響が、学校内外を問わず周辺生徒に及ぶおそれのある事案
- ⑤複数の学校において、同一非行に関わる児童生徒がいる、またはおそれのある事案
- ⑥その他児童生徒にかかる事案で、警察署等との連携対応を要すると認められる事案